

5-2 第1種許可地域

屋上広告物、壁面広告物
突出広告物、広告板・広告塔
塀広告物

第1種許可地域の範囲 ▼参照「地域の区分」5ページ

第1種許可地域は、都市計画区域外や市街化調整区域、住居地域など、山並み、田園、水辺など自然環境に恵まれた地域もしくは落ち着いた住宅地です。

表示する場所の景観特性をふまえ、基準を遵守して屋外広告物を表示してください。



自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

許可地域では、表示面積の合計が15㎡までは、許可を受けずに表示できます。

ただし、①許可共通基準（形状、大きさ、意匠などが周囲の景観に調和） ▼参照3ページ

②広告種別ごとの許可個別基準（高さ、表示方法など） ▼参照10～11ページ、14～16ページ

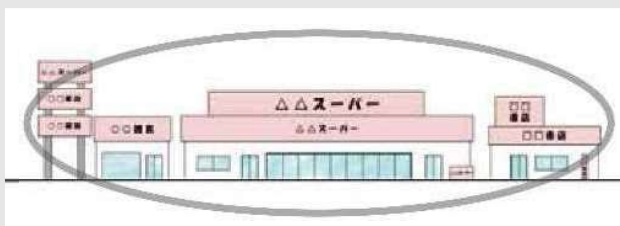
以上の基準に適合していなければ表示できません。

①広告物の総表示面積の基準

敷地内に表示できる広告物の総表示面積は上限があります。

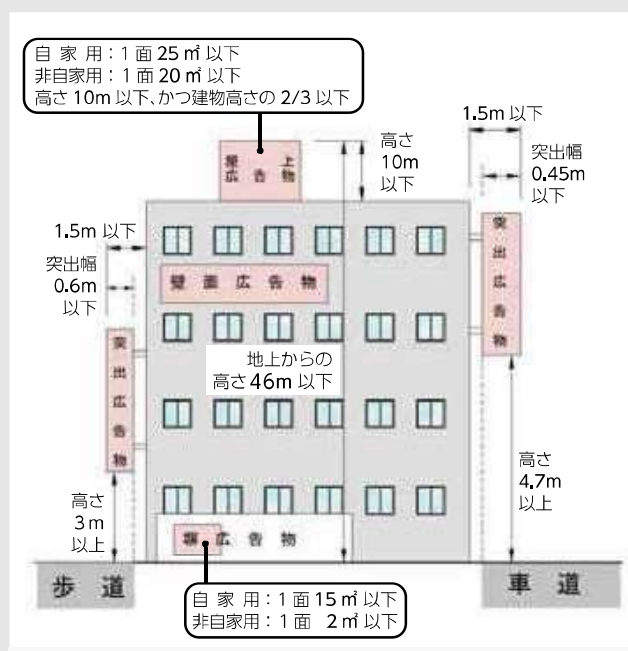
区 分		総表示面積
一般施設の場合		100㎡以下
商業施設等 (延床面積)	2千㎡未満	100㎡以下
	2～5千㎡未満	150㎡以下
	5～10千㎡未満	200㎡以下
	10～15千㎡未満	250㎡以下
	15千㎡以上	300㎡以下

※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは上記に算入しない



②広告物の種類ごとの許可個別基準

3年



【屋上広告物】

- 表示面積：（自家用）1面25㎡以下
（非自家用）1面20㎡以下
- 高さ：10m以下
かつ建築物の高さの2/3以下
地上から広告物の高さは46m以下
- 表示方法：建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと

【壁面広告物】

- 表示面積：
（自家用）1面25㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/3以下
（非自家用）1面20㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/3以下
- 表示方法：2階以上にある窓など開口部にかからないこと

②広告物の種類ごとの許可個別基準

3年

【突出広告物】

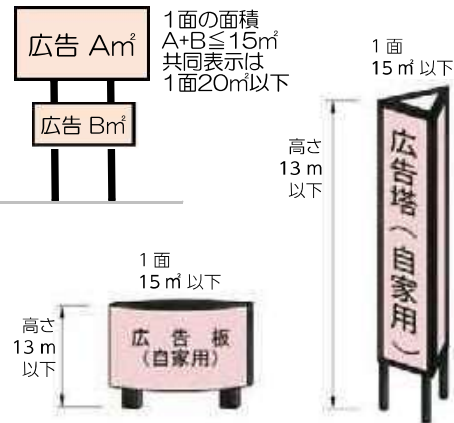
- 突出幅：壁面から1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上は0.6m以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）は0.45m以下
- 下端の高さ：（歩道上）3m以上
（車道上）4.7m以上
- 表示方法：広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと
- その他：道路に突出する場合には、道路管理者の許可が必要

【塀広告物】

- 表示方法：塀の外郭線から突出しないこと
塀にじか付け又はじか書きとすること
非自家用は交差点からの距離は5m以上であること
- 表示面積：（自家用）1面 15㎡以下
（非自家用）1面 2㎡以下

【広告板・広告塔（自家用）】

- 表示面積：1面 15㎡以下
（共同表示の場合は1面 20㎡以下）
- 高さ：13m以下



【広告板・広告塔（非自家用）……いわゆる野立て広告物等】

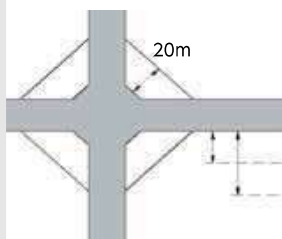
- 表示方法：交差点等の外縁から5m以上離れていること
広告物の相互間の距離が5m以上であること
形状は原則く形とする



【電光掲示板等（自家用、非自家用）】

- 電光掲示板は、以下の基準のほか、該当する広告物の種類ごとの許可個別基準にも適合しなければなりません。（他の広告物等と一体で表示する場合は、全体として基準を満たす必要があります。）

- 交差点から20m以上離す
ただし①の場合、表示面積1㎡以下のものを除く



●表示面積

道路からの後退距離	①建築物及び建築物敷地を利用するもの	②空地に建植するもの
5m未満	1面3㎡、かつ、合計6㎡以下	表示不可
5～10m未満	1面6㎡、かつ、合計12㎡以下	
10m以上	1面12㎡、かつ、合計24㎡以下	1面6㎡、かつ、合計12㎡以下

③突出広告物の場合：上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下

- 高さ
 - ・建植の場合 5m以下
 - ・建植以外 7m以下
- 表示方法
 - 空地に建植する場合は、相互間距離を5m以上

【その他の広告物の個別基準】（基準は14～16ページを参照）

案内誘導広告物、案内図板、置看板、鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔、工事用仮囲いを利用して表示するもの、電柱広告物、街灯柱利用広告物、バス停利用広告物、車体利用広告物、広告幕（懸垂幕・横断幕）、アドバルーン、簡易広告物（はり紙・はり札・広告旗・立看板）